

2018 年版 過去問完全マスター

7 中小企業経営・政策

電子版

(ランクCの問題と解説)

「第二会社方式」 による事業再生	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成 22 年度 第 27 問

中小企業の事業再生に関する手法として、「第二会社方式」の事業再生がある。財務状況が悪化している中小企業者が、第二会社方式を活用した「中小企業承継事業再生計画」を作成し、認定を受けると、各種の支援策を利用することができる。

これらの支援策として、最も不適切なものはどれか。

- ア 営業上必要な許認可等を承継
- イ 税負担の軽減措置
- ウ 中小企業再生支援協議会による補助金
- エ 日本政策金融公庫による特別融資

■解説

第二会社方式に関する出題である。

第二会社方式とは、過剰債務等により財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り離し、他の事業者（第二会社）に承継させ、また不採算部門は旧会社に残し、その後旧会社は特別清算等を行う事業再生手法をいう。産業競争力強化法に基づき「中小企業承継事業再生計画」の認定を国から受けると、営業上必要な許認可等を承継できる特例、税負担の軽減措置、金融支援を活用することができる。

ア：適切である。第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合には、旧会社が保有していた事業に係る許認可を第二会社が承継できる。承継の対象となる許認可として、旅館営業、建設業の許可、一般旅客自動車運送事業（バス・タクシー）、一般貨物自動車運送事業（トラック）などの許可が挙げられる。収益性のある事業を第二会社（新会社）に引き継ぐため、旧会社が持っている許認可を円滑に承継できるようにした制度である。

イ：適切である。第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税が軽減される。

ウ：不適切である。中小企業再生支援協議会は、「中小企業承継事業再生計画」の策定支援は行うが、「お金」を出す支援は一切していない。

エ：適切である。設備資金および運転資金について長期固定金利で日本政策金融公庫から融資が受けられる。なお、別途審査がある。「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けたからといって、無条件で融資されることは無いので注意すること。

よって、ウが正解である。

地域間交流支援事業 (RIT 事業)	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 23 年度 第 23 問

地域間交流支援事業（Regional Industry Tie-Up Program）は、海外との産業交流を通じた地域産業の国際ビジネス促進支援を行うものである。

この事業に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 1 企業では、この事業に申請できない。
- イ 中小企業基盤整備機構が、海外出張調査、ミッション派遣、海外有識者・有力企業の日本招聘を行う。
- ウ メンバーの 3 分の 2 以上が中小企業であることが、この事業の対象となる条件である。
- エ 有志の協議会、研究会は、この事業の対象となり得る。

■解説

地域間交流支援事業（RIT 事業）に関する出題である。

中小企業が海外ビジネスに取り組みやすくするために、日本の産業集積地と海外の集積地との間でのビジネス交流プラットフォーム（土台）作りと商談の支援をする事業である。

具体的には、地域の中小企業がグループ単位で海外地域とのビジネス交流を深められるよう、海外へのミッション派遣や海外有識者・有力企業の国内地域への招へい事業等を実施する中で、個別商談のアレンジ・サポートを行う。支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織（自治体、商工会・商工会議所、業界団体、有志の協議会、またはそれらが一緒になったコンソーシアム等）であり、メンバーの 2/3 以上が中小企業であることが条件である（1 企業では申請できない）。日本貿易振興機構（JETRO・ジェトロ）が支援機関となっている。

海外展開支援は、今後の中小企業支援の柱の 1 つとなるものであるので、今後も海外展開支援施策には注意する必要がある。

ア：適切である。支援対象者は、地域に集積する産業を代表できる組織（自治体、商工会・商工会議所、業界団体、有志の協議会、またはそれらが一緒になったコンソーシアム等）であり、メンバーの 2/3 以上が中小企業であることが条件である（1 企業では申請できない）。

イ：不適切である。日本貿易振興機構（JETRO・ジェトロ）が支援機関となっている。

ウ：適切である。上記解説を参照。

エ：適切である。上記解説を参照。

よって、イが正解である。

模倣品対策支援事業	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成24年度 第28問

中小企業のA社は、海外での模倣品の製造により、知的財産権の侵害を受けている。模倣品対策を検討しているA社に対して、中小企業診断士のB氏は、「模倣品対策支援事業」を紹介することにした。

この事業に関して、B氏のA社に対するアドバイスとして、最も不適切なものはどれか。

- ア 海外の知的財産事情に詳しい専門家を6か月間無料で派遣してくれます。
- イ 相談・受付窓口は、日本貿易振興機構になります。
- ウ 補助対象経費は、侵害調査にかかる海外調査機関への委託費用です。
- エ 補助率は、3分の2以内で、上限額があります。

解答	ア
----	---

■解説

模倣品対策支援事業に関する出題である。

海外で知的財産権の侵害を受けている中小企業に対して、模倣品・海賊版の製造元や流通経路の特定等の調査に要する経費の一部を補助する事業で、補助率 2/3 以内である。日本貿易振興機構（JETRO・ジェトロ）が支援機関となっている。

ア：不適切である。以前は類似の事業内容があったが、現在では存在しない。

イ：適切である。海外展開支援の主な支援機関としては、ジェトロと中小企業基盤整備機構を押さえておきたい。

ウ：適切である。補助対象経費は、侵害調査にかかる海外調査機関への委託費用であり、補助率 2/3 以内である。

エ：適切である。選択肢ウの解説を参照。

よって、アが正解である。

特許出願等にかかわる支援措置	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 23 年度 第 20 問 改題

中小企業には、産業財産権（特許権・実用新案権・意匠権・商標権）に関する様々な支援策が提供されている。特許出願などに関わる支援施策として、最も不適切なものはどれか。

- ア 特許情報プラットフォーム（J-Plat Pat）による産業財産権情報の無償提供
- イ 電子出願を行うためのインターネット出願ソフトの無償提供
- ウ 特許出願に関わる早期審査・早期審理制度
- エ 特許情報活用支援アドバイザーによる無料アドバイス

■解説

産業財産権の支援施策について横断的に問われた出題である。

- ア：適切である。特許・実用新案・意匠・商標に関する公報情報や出願の審査状況が確認できる経過情報等について、ホームページ上から文献番号や各種分類、キーワード等により検索することができる。
- イ：適切である。特許庁への出願等の手続きは、自宅や会社のパソコンからオンラインで行う方法（電子出願）と書面で行う方法がある。そのうち、電子出願に必要なインターネット出願ソフトは独立行政法人工業所有権情報・研修館のホームページにおいて無償提供されている。
- ウ：適切である。特許の出願人が中小企業や個人の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出することにより、通常の特許出願に比べ早期に審査または審理を受けることができる。この制度の活用により、特許出願の審査の場合、通常、審査請求から審査が行われるまで約 25 か月かかるところ、早期審査の申請から審査までの期間が約 2 か月と大幅に短縮（2011 年実績値）される。
- エ：不適切である。特許情報活用支援アドバイザー制度は、平成 22 年度末をもって廃止された。特許情報活用支援アドバイザーは、中小・ベンチャー企業等が特許情報を効果的に活用して技術開発や特許取得・管理業務を実施できるようにアドバイスする特許情報活用の専門家であった（独立行政法人工業所有権情報・研修館が実施）。なお、本肢は、当初、適切なものとして扱われていたが、その後、「最も不適切なもの」として正解訂正があった部分である（本書では、本問が適切な問題となるように改題済み）。診断士試験では、他の国家試験と異なり、本試験の対象となる法令等の適用年月日は公表されていない。したがって、本試験日までに施行がある全法令、施策について改正点を把握しておく必要がある。

よって、エが正解である。

戦略的 CIO 育成 支援事業	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 21 年度 第 22 問

中小企業の X 社は、これまで財務と会計だけにとどまっていたシステムを、生産管理や在庫管理と統合して経営の革新を図りたいと考えているが、社内に IT 専門家がないため、どのようにシステムを構築したらよいかが分からずに困っている。以下は、相談を受けた中小企業診断士 Y 氏と X 社社長との会話である。

会話の中の空欄 A と B に入る最も適切なものの組み合わせを下記の解答群から選べ。

Y 氏：「システムの構築をベンダーの言いなりでやっている企業が多く見受けられますが、御社にふさわしいシステムを構築するには、御社の見解をはっきり主張することが大切です。また、社内の IT 人材の育成を進めることも必要でしょう。□A□ という中小企業施策がありますので、利用してみたいいかがでしょうか。」

X 社社長：「それは、どのような事業なのでしょう。」

Y 氏：「この事業を利用すれば、中小企業の立場を詳しく知る IT 専門家が常駐してくれます。ベンダーとの交渉にあたっては、御社の見解をはっきり主張してくれると思いますよ。派遣期間は 3 か月間で、更新も可能です。」

X 社社長：「利用方法を教えてください。」

Y 氏：「□B□ などに派遣依頼をしてください。□B□ が、登録しているアドバイザーから適任者を選定したうえで派遣してくれます。」

〔解答群〕

ア A：IT 経営応援隊

B：中小企業基盤整備機構

イ A：IT 経営応援隊

B：地域中小企業支援センター

ウ A：戦略的 CIO 育成支援事業

B：中小企業基盤整備機構

エ A：戦略的 CIO 育成支援事業

B：地域中小企業支援センター

解答	ウ
----	---

■解説

IT 関連施策に関する出題である。

IT 関連施策は、施策名と内容、支援機関を中心に押さえておくといよい。本問の選択肢にある「IT 経営応援隊」は、平成 22 年度末をもって廃止され、「戦略的 CIO 育成支援事業」が現在も継続されている。

「戦略的 CIO 育成支援事業」は、中小企業の IT 経営に十分な知見と実績がある専門家を派遣し、IT を活用した経営戦略の策定等のアドバイスを行うとともに、企業内の CIO 候補者を育成する事業である。専門家を派遣するのは、独立行政法人中小企業基盤整備機構である（「専門家派遣」ときたら、受験上は中小企業基盤整備機構を思い出すとよい）。専門家派遣を受けるのは有料であり、派遣期間は支援内容に応じて 6 か月～1 年間程度となっている。

以上を踏まえて問題文を検討すると、Y 氏は戦略的 CIO 育成支援事業の活用を勧めていることがわかる。

よって、空欄 A には「戦略的 CIO 育成支援事業」、空欄 B には「中小企業基盤整備機構」が入り、ウが正解である。

新事業創出支援事業	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成 25 年度 第 31 問

「新事業創出支援事業」は、中小企業者等の事業計画作りから、販路開拓に至るまで、一貫して支援する制度である。マーケティング等に精通した専門家が、事業段階に応じ支援を行う。

なお、この事業の対象となるのは、3つの法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業者等である。

3つの法律として、最も不適切なものはどれか。

ア 中小企業等経営強化法

イ 中小企業地域資源活用促進法

ウ 中小小売商業振興法

エ 農商工等連携促進法

解答	ウ
----	---

■解説

新事業創出支援事業に関する出題である。農商工連携、地域資源活用、新連携等、新たな取組にチャレンジする際の事業計画作りから、販路開拓に至るまで、一貫してサポートする事業である。概要は以下のとおりである。

〈支援対象者〉

以下の3つの法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業者等。

1. 「中小企業等経営強化法」に基づく異分野連携新事業分野開拓計画
2. 「中小企業地域資源活用促進法」に基づく地域産業資源活用事業計画
3. 「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画

〈実施機関〉

中小企業基盤整備機構

〈支援内容〉

マーケティング等に精通した専門家が、事業段階に応じ以下のような支援を行う。

- ・ 窓口相談
- ・ 認定に向けた事業計画策定のアドバイス支援
- ・ 認定後の事業計画のフォローアップ支援（市場調査、商品企画、試作品開発等のサポート支援、首都圏等の販路開拓に係るサポート支援）
- ・ 各種の専門家の派遣 等

問題文と上記の支援対象者を検討すると、選択肢ウの「中小小売商業振興法」は含まれていないことがわかる。

よって、ウが正解である。

担保を不要とする 融資制度	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	／		／		／	

■平成 22 年度 第 25 問（設問 1）改題

以下は、個人で食品小売業を営む X 氏と中小企業診断士 Y 氏との会話である。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

X 氏：「運転資金の融資を受けたいと考えているのですが、保証人を探すのに苦労をしています。何か良い制度はありませんか。」

Y 氏：「たとえば、日本政策金融公庫に、担保を不要とする融資制度があります。この制度の利用を検討してみてもはどうでしょうか。融資対象となる要件には、原則として、所得税等を完納していることと がありますが、X さんは融資対象には該当していますよ。」

X 氏：「具体的な条件はどのようになっているのですか。」

Y 氏：「審査は必要ですが、」

（設問 1）

会話の中の空欄 A に入る語句として、最も適切なものはどれか。

- ア 開業後 3 年以上経過していること
- イ 従業員 20 人以下の中小企業者であること
- ウ 税務申告を 2 期以上行っていること
- エ 同一地区で 2 年以上事業を営んでいること

解答	ウ
----	---

■解説

担保を不要とする融資制度に関する出題である。

担保を提供することが困難な中小企業に対して、日本政策金融公庫が融資を行う制度である。貸付限度額は4,800万円、貸付期間は各融資制度に定める返済期間以内、保証人は原則として法人は代表者のみ、個人は不要である。細かな要件が問われており、この問題と解説ベースで押さえておけば十分であろう。

空欄 A は融資要件について問うているが、原則として、所得税等を完納していることと、税務申告を2期以上行っていることが要件となっている。

ア：不適切である。そのような要件は存在しない。

イ：不適切である。そのような要件は存在しない。

ウ：適切である。上記解説参照。

エ：不適切である。そのような要件は存在しない。

よって、ウが正解である。

担保を不要とする 融資制度	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成 22 年度 第 25 問（設問 2）改題

以下は、個人で食品小売業を営む X 氏と中小企業診断士 Y 氏との会話である。この会話を読んで、下記の設問に答えよ。

X 氏：「運転資金の融資を受けたいと考えているのですが、保証人を探すのに苦労をしています。何か良い制度はありませんか。」

Y 氏：「たとえば、日本政策金融公庫に、担保を不要とする融資制度があります。この制度の利用を検討してみてもはどうでしょうか。融資対象となる要件には、原則として、所得税等を完納していることと がありますが、X さんは融資対象には該当していますよ。」

X 氏：「具体的な条件はどのようになっているのですか。」

Y 氏：「審査は必要ですが、」

（設問 2）

会話の中の空欄 B に入る語句として、最も適切なものはどれか。

- ア 売掛債権などを担保にすることによって無保証融資を受けることができます。
- イ 信用保証協会の保証によって融資を受けることができます。
- ウ 本人もしくは家族の保証があれば無担保で融資を受けることができます。
- エ 無担保・無保証人で融資を受けることができます。

解答	エ
----	---

■解説

担保を不要とする融資制度に関する出題である。

ア：不適切である。そのような内容の制度ではない。売掛債権などを担保にすることによって無保証融資を受けることができるのは、流動資産担保融資保証制度である。

イ：不適切である。よく考えていただきたいが、信用保証協会の保証が必要であれば、通常の融資制度と変わらないといえよう。

ウ：不適切である。まず、本問を解く上で確認していただきたいのは、相談者 X 氏についてである。X 氏は個人で食品小売業を営んでいることから個人事業者であることを確認してほしい。担保を不要とする融資制度では、個人事業者については、原則として保証人は不要である。なお、法人の場合は、原則として保証人として代表者のみ求められる。また、個人、法人いずれにおいても家族の保証は求められない。

エ：適切である。本制度の利用者が個人事業者の場合、無担保・無保証人（法人は代表者の保証が必要）で融資を受けることが可能である。X 氏は個人で食品小売業を営んでおり、個人事業者である。したがって、X 氏は無担保・無保証人で融資を受けることができる。

よって、エが正解である。

再チャレンジ 支援融資制度	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成 26 年度 第 18 問

日本政策金融公庫の「再チャレンジ支援融資制度」は、一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で困難な状況に直面している中小企業を対象とした融資制度である。この制度の融資対象となるために必要な要件として、最も不適切なものはどれか。

- ア 廃業後、5 年以内であること。
- イ 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込みであること。
- ウ 廃業の理由・事情がやむを得ないものであること。
- エ 廃業歴等を有する個人または廃業歴等を有する経営者が営む法人であること。

解答	ア
----	---

■解説

再チャレンジ支援融資制度に関する出題である。

本制度は、一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している中小企業に再チャレンジに必要な資金の融資を行うものである。ポイントは下記のとおりである。

〈対象者〉

次のいずれの要件にも該当する者で、かつ、新たに開業する方又は開業後概ね7年以内の者

- 1 廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
- 2 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
- 3 廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

〈融資機関〉

日本政策金融公庫

※受験対策上、貸付限度額、貸付期間など細かな内容までは押さえてなくてもよい。

ア：不適切である。そのような要件はない。「開業後」概ね7年以内という要件はある。

イ：適切である。上記「対象者」の解説参照。

ウ：適切である。上記「対象者」の解説参照。

エ：適切である。上記「対象者」の解説参照。

よって、アが正解である。

流動資産担保融資 保証制度	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成 21 年度 第 26 問

「流動資産担保保証制度」は、売掛金債権、割賦販売代金債権などを担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度であり、不動産担保に依存しない中小企業の資金調達の途を開くものである。

この制度に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 棚卸資産は担保にならない。また、法人代表者以外の保証人は徴求しない。
- イ 棚卸資産は担保にならない。また、法人代表者の保証は不要である。
- ウ 棚卸資産も担保になる。また、法人代表者以外の保証人は徴求しない。
- エ 棚卸資産も担保になる。また、法人代表者の保証は不要である。

■解説

流動資産担保融資保証制度（ABL 保証制度）に関する出題である。

問題文では、「流動資産担保保証制度」となっているが、正確には「流動資産担保融資保証制度」と「融資」という言葉が付いている（当時、施策利用ガイドブックの記載が誤っていたことに試験委員は気づかずに出題したものと思われる）。

この制度は、売掛債権、棚卸資産を担保として信用保証協会が債務保証する制度であり、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を期待された制度である。この制度の試験上のポイントは下記のとおりである。

〈試験上のポイント〉

- 1 保証機関：信用保証協会（受験対策上は、「保証」ときたら信用保証協会と覚えても差し支えない）。
- 2 保証限度額：2 億円（金融機関からの借入限度額は 2 億 5 千万円）
- 3 保証割合：80%（金融機関も 20% のリスクを負う。全額保証しないのがポイントである）
- 4 注意点：・売掛債権および棚卸資産のみを担保とする
 - ・法人の場合、法人代表者の保証が必要（個人事業者は個人保証不要）
 - ・棚卸資産を担保できるのは法人のみ（動産譲渡登記制度に基づく登記が必要なため。この登記は法人に限られる）
 - ・売掛債権の譲渡にも一定の要件がある

ア：不適切である。法人については棚卸資産は担保になる。また、法人代表者は保証人として徴求される。

イ：不適切である。選択肢アの解説を参照。

ウ：適切である。ただし、棚卸資産を担保にできるのは、法人に限られる。上記 4 の解説を参照。

エ：不適切である。選択肢アの解説を参照。

よって、ウが正解である。

中小企業税制	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 23 年度 第 18 問（設問 1） 改題

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

中小企業投資促進税制は、青色申告書を提出する個人事業者または資本金 1 億円以下の中小企業等について、①対象となる設備・資産を導入した場合、税制の特別措置を受けることができる制度である。

（設問 1）

文中の下線部①について、対象となる設備・資産として、最も適切なものはどれか。

- ア 建設費が 1,000 万円の店舗用建物
- イ 取得価額が 150 万円の営業用乗用車
- ウ 取得価額が 150 万円の検査工具
- エ 取得価額が 1,000 万円の営業用土地

■解説

中小企業投資促進税制に関する出題である。

この制度は、事業に供する一定の機械・装置などを購入した場合に税制の特別措置を受けられるものである。

本問はかなり細かいことが問われているが、最低限、下記を押さえておきたい。

〈最低限押さえるべきポイント〉

- 1 対象者：青色申告書を提出する個人事業者または資本金1億円以下の中小法人
(※本来はさらに細かな要件があるが、受験上はここまででよい)
- 2 対象資産：・新品に限る(中古は対象外)
・不動産は対象外
- 3 メリット：次のいずれかの適用を受けられる。
 - ・特別償却(取得価額の30%を通常の減価償却費とは別に追加計上できる。ただし、一定の場合は全額を即時償却できる)
 - ・税額控除(取得価額の7%(一定の場合は10%)をその事業年度の法人税額の20%を限度として、その事業年度の法人税額から控除できる)

※税額控除が利用できるのは特定中小企業者等(資本金3千万円を超える法人以外の法人、個人等)のみである。

ア：不適切である。店舗用建物のような不動産は対象外である。

イ：不適切である。営業用乗用車は対象外である。自動車で対象となるのは、普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上で貨物運送の用に供しているもの)である。

ウ：適切である。測定器具・検査工具の場合は、取得価額が120万円以上であれば対象となる。測定器具・検査工具の細かな要件は押さえずによい。

エ：不適切である。土地のような不動産は対象外である。

よって、ウが正解である。

エンジェル税制	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成24年度 第25問（設問1）

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

「エンジェル税制」は、一定の要件を満たすベンチャー企業に対して投資を行う個人投資家が減税を受けることができる制度である。

（設問1）

エンジェル税制に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア この税制の適用を受ける場合には、個人投資家は各地域の経済産業局に確認書の発行申請を行わなければならない。
- イ 所得税の減税を受けることができる制度である。
- ウ 対象となるベンチャー企業株式を譲渡等した年に減税を受けることができる。
- エ 対象となるベンチャー企業へ投資した年に減税を受けることができる。

■解説

エンジェル税制に関する出題である。

この制度は、一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において投資を行った個人投資家が所得税の減税を受けることができる制度である。試験対策上は、本問の内容をベースに押さえておけばよい。

ア：不適切である。資金調達前に、ベンチャー企業がエンジェル税制の対象か否かについて確認を受けることができる制度として、事前確認制度がある。各投資家が税制優遇を受けるには、ベンチャー企業が経済産業局へ確認申請を行い各投資家ごとに「確認書」の交付を受ける必要がある。

イ：適切である。一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において投資を行った個人投資家が所得税の減税を受けることができる制度である。

ウ：適切である。未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できる（つまり、減税できる）。さらに、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）することができる。なお、投資時点の所得税減税を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算する。

エ：適切である。ベンチャー企業へ投資した年の所得税減税は次の①、②のいずれかを選択する。

①（ベンチャー企業への投資額－2,000円）をその年の総所得金額から控除（控除可能となる投資額の上限は、総所得金額×40％と1,000万円のいずれか低い方）。なお、この場合のベンチャー企業は創業3年未満の企業に限る。

②ベンチャー企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除（控除可能となる投資額の上限なし）

よって、アが正解である。

エンジェル税制	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成24年度 第25問（設問2）

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

「エンジェル税制」は、一定の要件を満たすベンチャー企業に対して投資を行う個人投資家が減税を受けることができる制度である。

（設問2）

エンジェル税制の対象となるベンチャー企業の要件に関する記述として、最も不適切なものはどれか。

- ア 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を6分の1以上取り入れている会社であること。
- イ 創業20年未満の中小企業者であること。
- ウ 大規模法人（資本金1億円超等）及び当該大規模法人与特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと。
- エ 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと。

解答	イ
----	---

■解説

エンジェル税制の対象となるベンチャー企業の要件に関する出題である。概要は下記のとおりである。

〈対象となるベンチャー企業の要件〉

- 1 創業（設立）10年未満の中小企業者であること
- 2 新規性要件を満たすこと
- 3 外部（特定の株主グループ以外）からの投資を1/6以上取り入れている会社であること
- 4 大規模法人（資本金1億円超等）および当該大規模法人与特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと
- 5 未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

ア：適切である。個人投資家から投資を受けた時点で要件に該当する場合に、エンジェル税制の対象となる。

イ：不適切である。創業10年未満の中小企業者であることが必要である。

ウ：適切である。実質的な大企業への投資には適用されない。上記4の解説を参照。

エ：適切である。中小企業施策において、風俗営業等は支援対象から除かれるのが原則と受験対策上は考えてもよい。

よって、イが正解である。

中小企業投資育成 株式会社	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 22 年度 第 21 問

中小企業投資育成株式会社による中小企業支援内容として、最も不適切なものはどれか。

- ア 株式会社の設立に際して発行される株式の引き受け
- イ 金融機関の中小企業者向け貸付債権を束ね、証券として投資家に販売
- ウ 新株予約権付社債の引き受け
- エ 投資先企業の事業承継の支援

■解説

中小企業投資育成株式会社に関する出題である。

中小企業の自己資本充実を目的とした施策の1つである。ベンチャーキャピタルのようにキャピタルゲインで収益を主に得ているイメージを持たれがちであるが、施策目的は中小企業の自己資本充実であるので、取得した株式は長期的保有を原則として、安定株主として企業の資本政策に協力している。

試験対策上は、下記を中心に押さえておくといよい。

〈試験上のポイント〉

- 1 根拠法：中小企業投資育成株式会社法
- 2 場所：東京，名古屋，大阪
- 3 投資対象：原則，資本金3億円以下の株式会社である中小企業（設立しようとする者を含む）
- 4 事業内容：投資事業と育成事業（コンサルティング事業）の2つがある。
 - ①投資事業における投資の種類：株式引き受け，新株予約権引き受け，新株予約権付社債の引き受け
 - ②育成事業：投資先企業の依頼に応じて，適切な指導等を行う。具体的には，経営権安定化，事業承継対策，株式上場支援，ビジネスマッチング，人材育成支援を行っている。

ア：適切である。資本金3億円以下の株式会社を設立しようとしている者は投資対象に含まれている。

イ：不適切である。中小企業投資育成株式会社の事業内容には無い。本肢は，「証券化支援スキーム」を活用した融資制度（CLO 融資）の内容であり，日本政策金融公庫が行っている。証券化を通じて，実質的に無担保・第三者保証人なしで融資を行うものである。

ウ：適切である。上記の4-①の内容を参照。

エ：適切である。上記の4-②の内容を参照。

よって，イが正解である。

地域中小企業応援 ファンド	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成24年度 第16問（設問1）

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

地域中小企業応援ファンドは、対象となる地域の中小企業者の に応じて「」と「チャレンジ企業応援型」の種類のスキームがあり、地域の知恵と工夫を活かして、地域の多様な取組を支援する。

の支援内容は、以下のとおりである。ファンドを組成する に対して、 が必要な資金の一部を貸付け、 を通じてファンド管理者に貸付を行う。このファンドの運用益を原資として、中小企業等を対象に助成を行う。

（設問1）

文中の空欄 A と B に入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

ア A：規模と業種 B：スタート・アップ応援型

イ A：規模と業種 B：地域ビジネス応援型

ウ A：成長段階 B：スタート・アップ応援型

エ A：成長段階 B：地域ビジネス応援型

■解説

地域中小企業応援ファンドに関する出題である。

地域において、新事業展開を図ろうとする中小企業等は、都道府県や地域金融機関などが一体となって組成するファンドによる資金供給や経営支援を受けることができる。地域中小企業応援ファンドは、対象となる地域の中小企業者の成長段階に応じて「スタート・アップ応援型」と「チャレンジ企業応援型」の2種類があり、地域の知恵と工夫を活かして、地域の多様な取り組みを支援している。類型ごとの詳細は下記のとおりである。

1 スタート・アップ応援型

①投資対象：地域密着型の事業で、地域コミュニティへの貢献度が高い新たな事業への取り組み、地域資源を活用した初期段階の取り組みなど、地域経済の活性化に資する中小企業など。

②支援内容：中小企業基盤整備機構（中小機構）は、都道府県と一体となってファンド運営管理者に貸し付けを行い、ファンドを組成する。ファンド運営管理者は、その運用益により地域資源を活用した新たな取り組みなどに対する助成を行う（助成内容は各都道府県により異なる）。

2 チャレンジ企業応援型

①投資対象：地域資源を活用するなどして創業または経営の革新を図り、域外新市場への新事業展開に向けて株式公開などを指向するまたは成長段階にある中小企業など。

②支援内容：中小機構は、地域資源を活用した新たな取り組みなどに挑戦する中小企業への投資を目的とした民間のベンチャーキャピタルが運営するファンドに対して出資。ファンドを運営するベンチャーキャピタルの審査を通過すれば、ファンドによる株式取得などの資金供給と踏み込んだ経営・販売支援（ハンズオン支援）を受けることができる。

よって、空欄 A には「成長段階」、空欄 B には「スタート・アップ応援型」が入り、ウが正解である。

地域中小企業応援 ファンド	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成24年度 第16問（設問2）

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

地域中小企業応援ファンドは、対象となる地域の中小企業者の に応じて「」と「チャレンジ企業応援型」の種類のスキームがあり、地域の知恵と工夫を活かして、地域の多様な取組を支援する。

の支援内容は、以下のとおりである。ファンドを組成する に対して、 が必要な資金の一部を貸付け、 を通じてファンド管理者に貸付を行う。このファンドの運用益を原資として、中小企業等を対象に助成を行う。

（設問2）

文中の空欄 C と D に入る語句の組み合わせとして最も適切なものはどれか。

ア C：市区町村 D：中小企業基盤整備機構

イ C：市区町村 D：日本政策金融公庫

ウ C：都道府県 D：中小企業基盤整備機構

エ C：都道府県 D：日本政策金融公庫

■解説

地域中小企業応援ファンドに関する出題である。

地域において、新事業展開を図ろうとする中小企業等は、都道府県や地域金融機関などが一体となって組成するファンドによる資金供給や経営支援を受けることができる。地域中小企業応援ファンドは、対象となる地域の中小企業者の成長段階に応じて「スタート・アップ応援型」と「チャレンジ企業応援型」の2種類があり、地域の知恵と工夫を活かして、地域の多様な取り組みを支援している。類型ごとの詳細は下記のとおりである。

1 スタート・アップ応援型

①投資対象：地域密着型の事業で、地域コミュニティへの貢献度が高い新たな事業への取り組み、地域資源を活用した初期段階の取り組みなど、地域経済の活性化に資する中小企業など。

②支援内容：中小企業基盤整備機構（中小機構）は、都道府県と一体となってファンド運営管理者に貸付を行い、ファンドを組成する。ファンド運営管理者は、その運用益により地域資源を活用した新たな取り組みなどに対する助成を行う（助成内容は各都道府県により異なる）。

2 チャレンジ企業応援型

①投資対象：地域資源を活用するなどして創業または経営の革新を図り、域外新市場への新事業展開に向けて株式公開などを指向するまたは成長段階にある中小企業など。

②支援内容：中小機構は、地域資源を活用した新たな取り組みなどに挑戦する中小企業への投資を目的とした民間のベンチャーキャピタルが運営するファンドに対して出資。ファンドを運営するベンチャーキャピタルの審査を通過すれば、ファンドによる株式取得などの資金供給と踏み込んだ経営・販売支援（ハンズオン支援）を受けることができる。

よって、空欄Cには「都道府県」、空欄Dには「中小企業基盤整備機構」が入り、ウが正解である。

ジョブカフェ	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 25 年度 第 27 問

カウンセリング等の就職支援や中小企業の魅力発信等の人材確保支援をワンストップで提供するため、各都道府県には「ジョブカフェ」が設置されている。

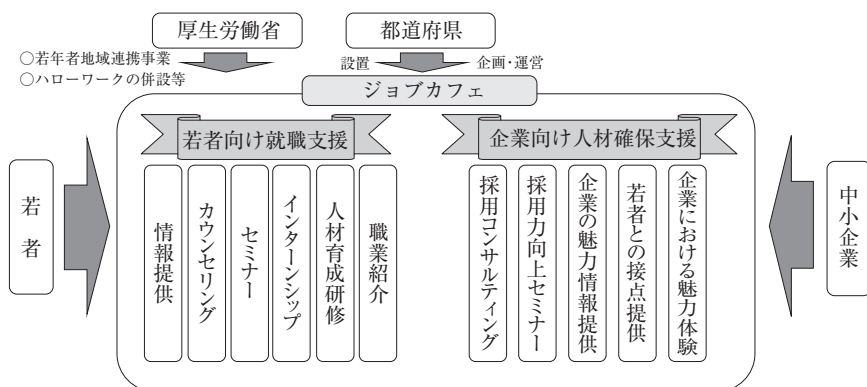
「ジョブカフェ」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア 高齢者のためのワンストップサービスセンターである。
- イ 仕事と家庭を両立する女性のためのワンストップサービスセンターである。
- ウ 若年者のためのワンストップサービスセンターである。
- エ 女性、若年者、高齢者のためのワンストップサービスセンターである。

■解説

「ジョブカフェ」に関する出題であり、本試験での出題は初めてである。

「ジョブカフェ（若年者のためのワンストップサービスセンター）」は各都道府県に設置され、若者へのカウンセリング等の就職支援や中小企業の魅力発信等の人材確保支援をワンストップで提供している。具体的な事業内容は以下の図に詳しいが、受験対策上は行っている事業のイメージがつけばよく、一つ一つ暗記する必要は全くない。



ア：不適切である。ジョブカフェは、「若年者」のためのワンストップサービスセンターである。

イ：不適切である。選択肢アの解説を参照。

ウ：適切である。選択肢アの解説を参照。

エ：不適切である。選択肢アの解説を参照。

よって、ウが正解である。

中小企業政策の変遷	ランク	1 回目		2 回目		3 回目	
	C	/		/		/	

■平成 26 年度 第 21 問

商業に関連する中小企業施策は、時代に応じて拡充されてきた。下記の a～c の法律に関する記述について、制定の古いものから順に正しく並べたものを下記の解答群から選べ。

- a 地域住民の生活の向上や交流の促進に寄与してきた商店街の活性化を図るために、「地域商店街活性化法」が制定された。
- b 商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業の実施を円滑にし、中小小売商業者の経営の近代化を促進するために、「中小小売商業振興法」が制定された。
- c 消費生活の変化等の社会経済情勢の変化に対応し、中心市街地における都市機能の増進や経済活力の向上を推進するために、いわゆる「まちづくり三法」のひとつとして「中心市街地活性化法」が制定された。

〔解答群〕

- ア a－b－c
- イ a－c－b
- ウ b－a－c
- エ b－c－a
- オ c－b－a

解答	エ
----	---

■解説

中小企業政策の変遷に関する出題である。

すべての法律の制定年を暗記するのはやってはならない非効率な勉強方法である。

過去問ベースに押さえるにとどめ、他の学習項目を固めることを優先すること。

a：平成 21 年（2009 年）に地域商店街活性化法が制定された。

b：昭和 48 年（1973 年）に中小小売商業振興法が制定された。

c：平成 10 年（1998 年）に中心市街地活性化法が制定された。

以上より、古いものから順に正しく配列すると、b：中小小売商業振興法（昭和 48 年）→c：中心市街地活性化法（平成 10 年）→a：地域商店街活性化法（平成 21 年），となる。

よって、エが正解である。

中小企業政策の変遷	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成24年度 第27問

中小企業に関する施策は、時代に応じて変遷をしてきた。下記のaからcの中小企業の法律に関する記述について、古いものから順に正しく配列したものを下記の解答群から選べ。

- a 中小企業の自助努力を尊重しつつ、きめ細かな支援を行うため、中小企業基本法が改正され、中小企業政策の抜本的見直しが行われた。
- b 中小企業近代化促進法の制定により、政策の力点は近代化・高度化におかれた。
- c わが国製造業の国際競争力を支えるものづくり中小企業の支援を行うため、中小ものづくり高度化法が制定された。

〔解答群〕

- ア a－b－c
- イ a－c－b
- ウ b－a－c
- エ b－c－a
- オ c－b－a

解答	ウ
----	---

■解説

中小企業政策の変遷に関する出題である。

すべての法律の制定年を暗記するのはやってはならない非効率な勉強方法である。
過去問ベースに押さえるにとどめ、他の学習項目を固めることを優先すること。

a：平成 11 年（1999 年）に中小企業基本法の抜本的改正が行われた。この改正により、中小企業政策の目的が大きく変更された。具体的には、旧法では中小企業と大企業の格差是正（二重構造解消）を目的としていたが、新法では独立した中小企業の多様で活力ある成長発展を図ることが目的となった。このことにより、中小企業施策の基本スタンスとして、すべての中小企業を救うことはせず、頑張る中小企業のみを支援していく形となった。

b：昭和 38 年（1963 年）に中小企業近代化促進法が制定された。中小企業と大企業の格差是正のため、指定業種の中小企業の生産性向上を図ることを目的として制定された。現在、同法は廃止されており、一部の内容は中小企業等経営強化法（旧中小企業経営革新支援法）に引き継がれた。

c：平成 18 年（2006 年）に中小ものづくり高度化法が制定された。中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、もって我が国製造業の国際競争力の強化および新たな事業の創出を通じて、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

以上より、古いものから順に正しく配列すると、b：中小企業近代化促進法（昭和 38 年）→ a：中小企業基本法の抜本的改正（平成 11 年）→ c：中小ものづくり高度化法（平成 18 年）、となる。

よって、ウが正解である。

経済センサス (開廃業率)	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成21年度 第1問（設問2） 改題

次の文章を読んで、下記の設問に答えよ。

総務省「事業所・企業統計調査」に基づく中小企業庁の推計によると、廃業率が開業率を上回る傾向は、1989年～1991年を対象期間とした調査以降、わが国においては一貫して観察される現象であるが、地域や業種によっても差異が見られることには留意する必要がある。

（設問2）

文中の下線部について、総務省「経済センサス—基礎調査」に基づく中小企業庁の推計から、2012年～2014年を対象期間とした年平均の事業所単位での開業率と廃業率を業種別に比較した場合に、最も適切なものはどれか。

- ア 卸売業の開業率は製造業の開業率よりも高い。
- イ サービス業の廃業率は小売業の廃業率よりも高い。
- ウ 製造業の開業率はサービス業の開業率よりも高い。
- エ 製造業の廃業率は卸売業の廃業率よりも高い。

解答	ア
----	---

■解説

総務省「経済センサス—基礎調査」（白書，付属統計資料 10 表「業種別の開廃業率の推移（事業所ベース，年平均）」）から本問を解説する。

ア：適切である。卸売業の開業率（6.2％）は製造業の開業率（3.4％）よりも高い。

イ：不適切である。サービス業の廃業率（5.4％）は小売業の廃業率（7.7％）よりも低い。

ウ：不適切である。製造業の開業率（3.4％）はサービス業の開業率（6.5％）よりも低い。

エ：不適切である。製造業の廃業率（5.5％）は卸売業の廃業率（6.8％）よりも低い。

なお，2006 年～2009 年のデータ以降は，従来の「事業所・企業統計調査」から「経済センサス」に変わり，開業事業所の定義が従来の調査と異なるため，過去の数値と単純に比較できない（つまり過去の推移，比較を問う問題が出しにくい）。したがって，業種別に最新の開廃業率を覚えておく必要がある。

よって，アが正解である。

（※）出題当時は総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス—活動調査」に基づいて出題されていたのを，総務省「平成 26 年経済センサス—基礎調査」のデータに基づいて改題している。

一般知識	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	／		／		／	

■平成 26 年度 第 5 問

小売業の経営分析を行う際に用いられる効率性を示す主要指標のひとつに交差比率がある。交差比率の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア 売上高総利益率と商品回転率を掛け合わせたもの。
- イ 売上高総利益率と総資産回転率を掛け合わせたもの。
- ウ 売上高を総売場面積で除したもの。
- エ 売上高を総従業員数で除したもの。

解答	ア
----	---

■解説

交差比率に関する問題である。運営管理を学習していれば容易に解答できる問題である。

交差比率とは、売上高総利益率と商品回転率を掛け合わせたものであり、交叉比率と表現することもある。交差比率（％）が高い商品ほど、効率的に利益を得ているといえる。交差比率を分析して適正在庫を判断するなど、在庫管理に活かすことができる。

ア：適切である。上記の解説参照。

イ：不適切である。総資産利益率の一つで、総資産売上総利益率と称することもある。

ウ：不適切である。売り場面積当たり売上高のことで、坪単位であれば「坪当たり売上高」と称することもある。

エ：不適切である。従業員1人当たり売上高のことである。

よって、アが正解である。

一般知識	ランク	1回目		2回目		3回目	
	C	/		/		/	

■平成 24 年度 第 8 問

日本の製造業では伝統的に製品の企画・開発から生産、販売を垂直的に手掛ける企業が多いが、近年製造業を取り巻く環境の変化を受けて、世界規模で見れば、EMS（Electronics Manufacturing Service）や ODM（Original Design Manufacturer）と呼ばれる新たな業態が出現している。EMS と ODM の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア EMS とは、自社ブランドで電子機器の生産のみを手掛ける業態である。
- イ EMS とは、自社ブランドで電子機器の設計、開発から生産までを手掛ける業態である。
- ウ ODM とは、相手先ブランドで製品の生産のみを手掛ける業態である。
- エ ODM とは、相手先ブランドで製品の設計、開発を手掛ける業態である。
- オ ODM とは、自社ブランドで製品の設計、開発を手掛ける業態である。

■解説

EMS と ODM に関する一般知識問題である。企業経営理論の知識で解くことが可能である。

EMS (Electronics Manufacturing Service) とは電子機器の受託生産を行うサービスのことである。自社で生産設備を保有せず、設計・開発などに特化するビジネスモデルが増加する中で、EMS は生産工程を請け負っているアウトソーシングといえる。したがって、相手先ブランドで生産を請け負っている。

ODM (Original Design Manufacturer) は相手先ブランドで製品を設計、生産を受託することをいう。似た業態として OEM (Original Equipment Manufacturer) があるが、OEM は生産のみを行うのに対し、ODM は設計から生産まで請け負うところに違いがある。

ア：不適切である。相手先ブランドで電子機器の生産を受託する。なお、EMS では設計・開発も行う場合もある。

イ：不適切である。選択肢アの解説を参照。

ウ：不適切である。OEM に関する記述である。ODM では、相手先ブランドで生産のみならず、設計、開発も手掛ける。

エ：適切である。選択肢ウの解説を参照。

オ：不適切である。選択肢ウの解説を参照。

よって、エが正解である。